

天草広域連合議会会議録

令和6年第4回定例会

天草広域連合議会

目 次

8月26日（月曜日）

| | |
|----------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付したる事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 職務のため出席した者 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 議席の指定並びに一部変更 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 報告第1号から議第12号まで提案理由説明 | 4 |
| 報告第1号質疑 | 7 |
| 議第10号質疑・討論・採決 | 7 |
| 議第11号質疑・討論・採決 | 22 |
| 議第12号質疑・討論・採決 | 22 |
| 松岡 寿君 一般質問 | 25 |
| 議第13号提案理由説明 | 31 |
| 議第13号質疑・採決 | 31 |
| 継続調査について | 32 |
| 閉会 | 32 |

令和6年第4回天草広域連合議会定例会会議録

1 議事日程

令和6年8月26日（月曜日）午前10時開会

- 第1 議席の指定並びに一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員の選任
- 第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6 議第10号 権利の放棄及び和解について
- 第7 議第11号 財産の取得について
- 第8 議第12号 令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 一般質問
 - 1. 松岡 寿議員
 - (1) これまでの新ごみ処理施設整備事業の振り返り
 - (2) 今後の新ごみ処理施設整備事業について
- 第10 議第13号 監査委員の選任について
- 第11 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

3 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 若山 敬介 君 | 2番 桑原 千知 君 |
| 3番 平山 泰司 君 | 4番 松岡 寿 君 |
| 5番 澤井 一富 君 | 6番 中尾 友二 君 |
| 7番 赤城 史浩 君 | 8番 塩田 真一 君 |
| 9番 何川 雅彦 君 | 10番 野崎 幸洋 君 |

4 欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 広域連合長 | 馬場 昭治 君 | 副広域連合長 | 堀江 隆臣 君 |
| 副広域連合長 | 山崎 秀典 君 | 会計管理者 | 本田 一 君 |
| 事務局長 | 濱崎 正明 君 | 消防長 | 寺岡 貴章 君 |

| | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 消防次長(兼)総務課長 | 戸村 羊士 君 | 総務企画課長(兼)会計課長 | 酒井 孝寛 君 |
| 環境衛生課長 | 早見 博之 君 | 警 防 課 長 | 山下 伸介 君 |
| 予 防 課 長 | 平山 浩二 君 | 指 令 課 長 | 青柳 雄二 君 |
| 中央消防署長 | 小平 直 君 | 北 消 防 署 長 | 竹川 光幸 君 |
| 南 消 防 署 長 | 宮下 力 君 | | |

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

| | | | | | |
|---|---|---------|---|---|---------|
| 書 | 記 | 谷端 利則 君 | 書 | 記 | 野口 琴香 君 |
|---|---|---------|---|---|---------|

午前10時00分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和6年第4回天草広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

本日天草記者クラブから議場内の撮影の申出があり、許可をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、6月14日、天草市議会定例会におきまして、新たに本連合議会議員に選出されました中尾友二君、赤城史浩君をご紹介申し上げます。

順次ご挨拶をお願いいたします。

中尾議員、お願いいたします。

○議員（中尾友二君）改めまして、おはようございます。

ただいま議長のほうからご紹介がありました天草市選出の中尾友二でございます。令和4年まで広域連合議会にいまして、久しぶりにまた戻ってきました。施設整備の問題や消防関係の問題に全身全霊で取り組んでまいりたいと思いますので、どうか皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）次に、赤城議員、お願いいたします。

○議員（赤城史浩君）おはようございます。

今回連合議員になりました天草市議会選出の赤城史浩です。何分初めてのことで、皆さんにいろいろ相談しながらいろんな事柄、いろんな問題に対して解決していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（若山敬介君）次に、議会運営委員会委員の指名及び委員長の互選についてご報告申し上げます。

天草広域連合議会委員会条例第6条第1項ただし書の規定により、7月2日付で議会運営委員会委員に中尾友二君を指名いたしました。

また、8月8日開催の議会運営委員会において委員長の互選が行われ、委員長に中尾友二君が選任されましたのでご報告申し上げます。

次に、令和6年5月分から7月分までの例月出納検査結果報告書が提出されましたの

で、議会行政委員会に保管をいたしております。必要な方はご閲覧ください。

日程第1 議席の指定並びに一部変更

○議長（若山敬介君）日程第1、議席の指定並びに一部変更。

今回新たに選出されました中尾友二君、赤城史浩君の議席の指定、並びにこれに関連して議席の一部を変更したいと思います。

中尾友二君を6番に、赤城史浩君を7番に、澤井一富君を5番に変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいまのとおり議席の指定並びに一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり、議席の指定並びに一部を変更することに決定いたしました。

直ちに議席の移動をお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番松岡寿君、8番塩田真一君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第4 常任委員の選任

○議長（若山敬介君）日程第4、常任委員の選任。

委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

総務委員会委員に中尾友二君を、厚生委員会委員に赤城史浩君を指名いたします。

日程第5 報告第1号から日程第8 議第12号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第5、報告第1号繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第

8、議第12号令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括議題といたします。

なお、日程第6、議第10号から日程第8、議第12号までの以上3件は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することに了解をいただいております。

また、質疑の回数は1議題につき2回までですので、よろしく願いいたします。

それでは、報告第1号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）おはようございます。

それでは、令和6年第4回天草広域連合定例会にご報告及びご提案をいたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご報告といたしましては繰越明許費繰越計算書について、ご提案いたしますのは権利の放棄及び和解について1件、財産の取得1件、補正予算1件でございます。

それでは、報告第1号から提案理由のご説明を順次申し上げます。

なお、関係する資料といたしまして、契約解除に関する合意書や物件供給の仮契約書、補正予算の概要等を別冊資料にまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

初めに、議案書1ページ、報告第1号繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本件は、令和5年度天草広域連合一般会計補正予算の繰越明許費を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

新ごみ処理施設整備事業3億1,426万3千円ほか3件、総額5億7,127万円を繰り越して、今年度各事業を実施するものでございます。

次に、議案書3ページ、議第10号権利の放棄及び和解についてでございます。

本件は、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約解除に伴い権利の放棄及び和解することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経て行うところ、議会の議決を経ずして令和6年6月20日に相手方と合意したため、改めて議会の議決を求めるものでございます。

今回の契約解除に当たりましては、当連合、川崎技研グループ双方が契約の正当性等を主張し合い争訟を行う可能性もあった中で、契約違反の有無を双方追及することなく、契約自由の原則により合意による契約解除をいたしました。当連合といたしましては、福山新工場での灰の資源化を条件に契約を締結しておりましたが、川崎技研グループが福山新工場の建設がなされないということを契約締結以前に知り得ていたにもかかわらず、事実

を報告せず契約に至ったことを不誠実な行為として捉え、契約解除に値すると判断したところでございます。

ただ、このことを理由に発注者の催告によらない解除権を行使した場合、川崎技研グループ側からは不測の事態になった場合でも埼玉工場での処理をあらかじめ提案書で示しており、代替案においても適正な処理を確約していたこと、運営事業をはじめ建設工事には全く影響がないことなど、契約の継続を主張されることが想定されました。契約解除となった場合、双方に損害賠償請求権が発生します。双方の請求が認められるかどうかは、契約違反の有無やその程度を基に裁判によって判断されることとなります。契約の規模からその金額は莫大なものになると推測をされ、裁判の結果いかんによっては一方が大きな損失を負うというリスクがございます。このような事情を抱えた中、約20年もの長期にわたる事業を遂行していく上で最も大切な信頼関係の構築は困難であり、裁判外の方法で和解をすることによって無用な紛争を回避し、一日も早い新施設の建設推進を目指すこととしたところでございます。

今回の和解は、天草の将来を見据え、新たな計画に基づく新ごみ処理施設の早期の稼働開始を最優先に考えた結果であり、連合執行部としましては最良の選択であったと考えております。しかしながら、本件につきましては、工事中止期限が迫る中での契約を解消するという判断であり、急いでいたとはいえ、和解の議案を議会に提出する時期が遅れてしまったことを改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

次に、議案書8ページ、議第11号財産の取得についてでございます。

本件は、北消防署に配備する水槽付救助ポンプ自動車を更新するものでございます。

6月26日に執行いたしました1度目の指名競争入札が入札不調となりましたことから、7月9日に再度入札を執行いたしまして、7月10日に仮契約を締結しております。

取得金額は1億2,980万円、契約の相手方は熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号、熊本いちほら工業株式会社、代表取締役澤田悦幸氏でございます。

予定価格が2千万円以上の動産を買い入れるものでございますので、本連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、納期につきましては、令和7年3月31日としております。

次に、議案書9ページ、議第12号令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,380万4千円を減額し、予算の総額を40億2,034万4千円とするものでございます。

まず、歳入の内容でございますが、新ごみ処理施設整備事業に係る市町負担金並びに循環型社会形成推進交付金の減額補正及び令和5年度の繰越金の増額補正でございます。

続いて、歳出の内容でございますが、款2総務費におきまして、本連合のホームページ

や庁内ネットワークのセキュリティー強化のために必要なシステム保守委託料等111万8千円の増額補正でございます。

次に、款4衛生費におきまして、契約解除に伴う新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る施設整備業務委託料の減、本体工事に係る新ごみ処理施設整備工事の減、負担金補助及び交付金の減等によりまして、4億7,494万9千円の減額補正でございます。

次に、款6諸支出金におきまして、地方財政法第7条第1項の規定によります財政調整基金積立金6,558万円の増額補正でございます。

款7予備費につきましては、補正前の額1,500万円に補正第2号予備費計上額6,444万7千円を増額した7,944万7千円が補正後の予備費となります。

さらに、債務負担行為といたしまして、新ごみ処理施設計画等策定支援業務委託1件、5,865万円を設定しております。令和5年に締結した新ごみ処理施設に関する事業契約について、本年6月に契約を解除しましたので、再入札に向けた各種計画、資料作成に関して専門事業者への業務委託を令和8年度にかけて実施するものでございます。

また、川崎技研グループとの契約が解除となったことに伴い、関連債務負担行為2件、総額371億5,586万9千円を廃止いたします。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第6、議第10号から日程第8、議第12号までの以上3件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略して本日議決することに決定をいたしました。

報告第1号質疑

○議長（若山敬介君）日程第5、報告第1号繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、次に進みます。

議第10号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第6、議第10号権利の放棄及び和解についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、これを許します。

4 番松岡寿君。

○議員（松岡寿君） 皆さんおはようございます。

議第10号権利の放棄及び和解についてでございます。権利の放棄が1つ、和解についてが1つ、2つ質問をさせていただきます。

まず、和解の理由について質問をいたします。

今回の契約解除の理由は、大きく2つあります。1つ目は、未着工である福山市の資源化施設を建設中とした虚偽説明による入札無効、2つ目は資源化施設の建設が中止され、当初の計画どおり業務ができなかったことによる契約不履行、この点について企業側と対立することになるというのが執行部の想定であると思います。

特に2点目、契約不履行について企業側に反論の余地がなぜあるのか、疑問に思います。議案書にも書かれているとおり、施設が建設されないこと自体、連合には何ら責任はありません。そして、福山工場の建設のめどが立っていない中で埼玉で代替処理することは、もはや当初の事業提案と同等と言えるものではありません。つまり、施設が建設されず、計画のとおり業務ができないことは、企業側の責任です。企業側に原因のある契約不履行でございます。

また、これも議案書に書かれておりますが、本契約は建設と焼却灰資源化業務を含めた運營業務を一体的に発注をしたDBO事業です。当然、企業側も福山市の資源化施設で資源化することを前提に施設を設計し、事業全体の積算をしているはずですが、議案書では、企業側が建設工事に支障がないこと、埼玉で業務が可能であることを主張し、契約不履行ではない、契約の継続が可能と主張することが想定される旨が記載されています。

以上を踏まえて、まずは契約不履行に対する考え方についてお尋ねをいたします。

企業自ら福山工場で焼却灰を資源化する提案をしたにもかかわらず、企業側の原因によってその提案が達成できない、達成の見込みがない、このような状況について企業側がなぜ提案の不履行、契約の不履行ではないと主張ができるのか。

2点目、DBO事業と認識して入札に参加したはずの企業側が、今回の事態についてなぜ建設と運營業務を別物というような主張ができ、なぜ契約の継続を主張するのか。

3点目、議案参考資料である連合から企業側に送付した契約解消通知によれば、契約約款に基づき企業側の契約不履行による契約解除は可能となっています。そのような中で、企業側の建設と運營業務は別物、契約不履行ではないなどの主張に対して、なぜ連合が対抗、反論できない可能性があるのか。

4点目、連合が企業側の建設と運營業務は別物、契約不履行ではないという主張に対抗できないとした場合、DBO事業として締結した契約書の内容に重大な問題があったのではないか、そのあたりの検証はされているのか。

以上、4点について説明をお願いします。

当然、このあたりは検証された上で和解をされていると思います。この回答は今後の新事業における契約の在り方について、そして今から展開されるであろうここ、または全国でDBO事業の契約の在り方にも併せて関することになると思いますので、明確な説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、1点目でございます。

契約不履行にかかわらず、なぜ損害賠償請求とかができないのかというお話だったと思いますけども、これにつきましては、川崎技研グループ側からは不測の事態になった場合でも埼玉工場での処理があらかじめ提案書で示されていることから、代替案についても適正な処理ができるというふうに反論といたしますか、言ってこられるおそれがあるということで、このような判断をしたところでございます。

2点目でございますけども、川崎技研グループにおきましては、運営事業のほうは無効、不履行という形で問題がございますけども、建設工事のほうには全く影響がないというふうに主張される可能性があるかと想定をしておりました。

以上でございます。

○議員（松岡寿君）あと2つ。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

申し訳ございません。3つ目と4つ目の質問のほうの内容を正しく理解できておりませんので、申し訳ございません、もう一度お願いいたします。

○議長（若山敬介君）4番松岡君。

○議員（松岡寿君）2点目の先ほどのDBOまではオーケーですけれども、それについてもDBOが建設と運営が別物というのはちょっとおかしいのかなということで、3点目です。

議案参考資料である連合から企業側に送付した契約解消通知によれば、契約約款に基づき企業側の契約不履行による契約解除は可能となっています。そのような中で、企業側の建設と運営業務は別物、契約不履行ではないなどの主張に対して、なぜ連合が対抗、反論できない可能性があるのかというのが3番目ですね。

4点目、連合が企業側の建設と運営業務は別物、契約不履行ではないという主張に対抗できないとした場合、DBO事業と締結した契約書の内容に重大な問題があったのではないかとおられますが、そのあたりの検証はされているのかということです。よかですか。

○議長（若山敬介君）事務局、理解できましたか。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

まず、3番目の回答でございます。本契約の解除につきましては、今回は和解という選択を取っております。つきましては、契約条項には当たらないというふうに判断をしております。

4点目でございます。今回のDBOを含めた契約書の検証でございますけれども、申し訳ございません、詳細な検証は現在行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）今から2回目です。

どうぞ、4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）ありがとうございます。DBOの意味が分かっているのか分かっていないのか。DBO、建設施工監理一体型、20年間の監理まで含めて一体型ですので、これをDBOと言います。これを別々にするというのは何物だというのが私の意見です。

次に、2点目の質問をいたします。

企業側の主張が想定されていますが、5月25日の正副連合長会議の会議録や資料を開示請求したところ、会議録では反論はあるだろうというのがありますが、資料では企業側の具体的な反論は想定はされておりません。いつそのような企業側の反論が具体的に想定されたのかは疑問ですが、次の権利の放棄の理由について質問をいたします。

損害賠償請求に関する積算資料を開示請求したが、7月17日付で不存在ということで回答をいただきました。つまり、解消通知を通知した5月27日時点では、損害賠償の積算資料、損害資料は存在しなかったことが分かっています。そこで、損害賠償に関して何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目、損害賠償請求の範囲について確認をします。

契約解消通知では、今回の事態を受けて建設工事請負契約は契約第44条に基づき解除されることは免れないとされています。この44条の規定で契約が解除されたとすれば、工事契約第52条に基づき企業側は工事代金159億5千万円の1割、15億9,500万円を違約金として連合に支払う義務があります。逆に言えば、連合は受け取る権利があるわけですよ。ところが、執行部のこれまでの説明では、施工監理部分の1千万円のみが放棄の対象となっています。なぜこの違約金15億9,500万円が含まれないのか、なぜ契約解消通知との整合性が取れていないのか、説明をお願いします。

2点目、これまでの執行部は権利を放棄する理由として、連合の損害賠償請求が1千万円程度で、企業側から多額の請求がされると説明をしています。先日の報道に対して、執行部は契約金額368億5千万円が請求されるような見解を示しています。私は初めて聞きました。しかし、今回の契約解除の最大の原因は、焼却灰資源化施設の建設が中止され、計画どおり履行できないことです。このこと自体は議案書に書かれているとおりです。連合には一切責任もありません。企業側に原因があります。また、企業側が契約解除までに

行った業務は、設計業務とボーリングを8本実施しただけです。ここで説明をお願いしたいのは、契約解除の最大の原因を作った企業側が、設計業務とボーリング8本しか実施していないにもかかわらず、なぜ巨額の損害賠償請求を主張できるのか、なぜ企業側はそのような権利を有しているのか、巨額とは具体的な想定はあるのか、説明をお願いします。

あわせて、企業側が将来得るはずの利益を、損害賠償請求できる権利を有している可能性があるにもかかわらず、連合の損害賠償の範囲は契約締結から解除までの範囲に限定されるのか、企業と連合の損害賠償請求の考え方の大きな違いについて明確に説明をお願いいたします。

3点目、繰り返しになりますが、今回の契約解除の事態の最大の原因は、当初予定していた福山の資源化施設の建設が中止され、その見通しも立たない中で、当初の提案、計画のとおり焼却灰資源化ができないことです。しかし、議案書に書かれている連合長の指示で現地を視察し未着工の状態を確認したことなどの権利を放棄する理由と資源化施設の建設が中止されたことそのものに因果関係があるのか、分かりにくいので明確な説明をお願いします。

また、このことが、連合が現地を確認したことですけれども、資源化施設の建設が中止され、当初の計画のとおり資源化ができないことという企業側の責任を、都合を打ち消し、企業側が多額の損害賠償請求をすることを可能にする重大な事実で、結果、請求できたであろう違約金の約16億円、施工監理費1千万円などを放棄せざるを得ない重大な事実であるという理解でいいのか、説明をお願いいたします。

以上3点、お願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

まず、違約金が請求できないのかというご質問だったと思いますけども、これにつきましては、建設工事請負約款におきましては受注者の責任において契約が不履行になった場合は、解除された場合は、請負工事の10分の1の違約金として受注者は発注者に対して支払うこととなっております。このたびの契約解除は契約約款に基づくものではございませんので、連合側から企業側に対して違約金を請求することはございません。1点目は以上でございます。

2点目、企業側と連合側で損害賠償請求額の算定について違いがあるのかというふうなご質問だったと思います。これにつきましては、損害賠償請求額の算定は訴訟等によって決定されるものでございますので、この点につきましてその違いがあるかどうかというのは想定はしておりません。

以上でございます。

度々申し訳ございません。3点目の質問について、もう一度お願いいたします。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君） 3点目、今回の契約解除の事態の最大の原因は、当初予定していました福山の資源化施設の建設が中止され、その見通しも立たない中で、当初の提案、計画のとおり焼却灰の資源化ができないことですよね。しかし、議案書に書かれています、連合長の指示で現地を視察をしました。未着工の状態を確認したなどの権利を放棄する理由と資源化施設の建設が中止されたことそのものに因果関係があるのか、分かりにくいのでもう一回明確に説明をお願いしますということでしたけれども、最終的には連合が現地を確認したことで資源化施設の建設が中止をされ、当初の計画のとおり資源化ができないことという企業側の責任、都合を打ち消す、企業側が多額の損害賠償請求をすることを可能にする重大な事実で、結果請求できたであろう天草広域連合の違約金が約16億円、施工監理費1千万円を放棄せざるを得ない重大な事実ということであったと思いますので、私はそういう理解でよろしいかということです。

端的に話しますと、約16億円と施工監理の1千万円を放棄せざるを得ない重大な事実であるという理解、今までの流れの中でこんだけの16億円と施工監理費1千万円を放棄をせざるを得ない重要な事実であるという理解で、私たち、皆さん、いいのかということを実行部にお尋ねをしたところです。

以上です。

○議長（若山敬介君） 事務局長。

○事務局長（濱崎正明君） 申し訳ございません。その質問の趣旨に回答できるかどうか分かりませんが、この福山を視察したことによって、施設がなかったということで、連合として施設がないにもかかわらずなぜ契約したのかということにもなろうかと思えますけど、相手方から言われることは、令和8年に完成をするということもあり、新施設の稼働には間に合うということで、本来ならばそこで一旦立ち止まるべきかなということも考えますが、その時点で判断ができなかったという点はおわびをしたいと思います。

ただ、この損害賠償そのものについては、裁判をしてみないと分かりません。当然1千万円という当連合が算出した施工監理業務委託につきましては、弁護士の見解も踏まえて施工監理業務委託は確実に請求されるであろうということで、以前の全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、相手方から請求されるであろう金額については裁判をしてみないと分かりませんので、その点をご理解をいただければというふうに思います。

ちょっと答えになってるかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

○議長（若山敬介君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君） 通告はしておりませんが、1点だけ確認をさせてください。

和解、損害賠償というのは、一般的には発注者、受注者お互いの主張や責任が明らかになってから行うものと思います。今回はそういう部分が明らかになっていないので、事態

が複雑化しているように思います。単純になぜ契約を解除するような事態になったのかと考えたときに、その理由は工場が建設されず、焼却灰の資源化が予定どおりできないからです。この事態を作ったのはどこの誰かというのを考える必要がありますが、そこで参考となるのは住民監査請求の結果だと思います。その点を踏まえて質問させていただきます。

報道などを含めて監査結果を見れば、最初から不確実な提案を行い、その後も工場の存在について事実と異なる説明を行った企業側の責任は非常に重いとされています。つまり、契約解除の原因である工場が建設されず、焼却灰の資源化が予定どおりできない事態に対して、最も重い責任があるのは企業側です。確かに事務局も選定委員会や議会が工場がないことに懸念を示す中で議案書に書かれているようなチェック不足があったのは事実ですが、工場ができないこと、焼却灰の資源化ができないこととは直接関係はありませんので、権利を放棄する理由としては不十分だと思います。

ただし、選定委員会や議会から工場の実態がないことについて懸念が示される中、連合長の判断で契約を締結したことで大いに混乱が生じたのは事実なので、この権利の放棄とは別に住民に対してしっかり責任を取ってもらえればよいかと思います。

さて、この監査結果は企業側の責任を最も客観的に示したものであると思いますし、このような監査請求があったことを踏まえれば、契約を解除して企業側に一定の責任を取らせるべきという住民の意見、民意がそこにはあると私は思います。企業の責任が重いとする監査結果を踏まえて確認したいのは、損害賠償請求もせず、指名停止さえできない、公共団体として企業側に一定の責任を取らせない和解、その結果、逆に住民の税金に損失が出るような和解が監査結果に沿った合理的なものであると考えられる理由について説明をお願いします。

○議長（若山敬介君）馬場連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）塩田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の先ほどおっしゃっていただきました住民監査請求等がありまして、この契約自体を解除すべきであるということのご意見が最後に監査委員のほうから出されました。ただ、その中でも実際のところ、この結論は結局のところ司法の判断を仰がない限り結論は分からないけれども、実際のところ広域連合の住民監査請求において虚偽報告など幾つかの不当な事実が確認されたものの、違法とは認められないとして請求が棄却されているということでもあります。そうすると、訴訟に発展した場合に発注者都合による契約解除と司法に認められてしまう可能性も否定できず、広域連合の主張だけが完全に認められるという保証もない中、またこれまでの本契約に係る責任割合を考慮すると、それぞれの請求が相殺されることも十分に考えられるということがございましたので、これはもちろん一方が非常に大きな損失等々になってくるということでもあります。これは相手方にも全て言えることでもあります。

この検討する間の2か月間、弁護士とも我々も随分話し合いをしてきました。先ほど松岡

議員の質問にもありました。けれども、その中で、今回この契約約款に基づかない解除ということをしたことにつきましては、これが法的な違反であるということが必ずしも言えるかというときにそれが言えないというふうなこともありまして、もちろんこれは裁判してみないと分からないということもありますけども、そういう状況の中で無用に我々として引き延ばして、そしてまた金額も含めて、裁判をすればお互いに莫大な費用になる可能性もあり得るということで、これをしっかり我々としては早急に次に進めていく責任もありましたものですから、今回解除に踏み切るに当たって、このお互いの信頼関係、20年もの長きにわたり遂行していく上でこの信頼関係の構築が困難であるということを確認をした上で、解除にお互いで合意をしたというところでもあります。

本当に今回の金額、裁判になったときに、じゃあ我々が幾ら相手方に請求をし、そして相手側が幾らで来るのかということ、これはもう本当に裁判をしてみないと分かりません。幾らでも請求はできるわけです。ですけども、それを認められるかどうかということは、これは司法の中での結論になりますので、それをすると数年、例えば本当に延びていくという可能性もある中で我々としてこういう判断をさせていただいたということですので、ここについては何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議員（塩田真一君） いいですか、議長。

○議長（若山敬介君） はい、8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君） 私は解除のことは問題にしてないんです、合意を解除にしたこと。今の日本の法律では、どちらが悪いかという判断をするのは私は裁判が一番だと思っております。悪くないのは悪くない、悪いのは悪いというのは、今の法律では裁判することだと私は思います。また、どうしても私の感覚としては天草住民の税金が軽く感じられてるよう感じましたので、このような質問をしました。

以上です。

○議長（若山敬介君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君） 8番塩田真一でございます。

議第10号について反対の立場で討論をいたします。

なお、契約解除自体には反対の立場ではなく、今回の事態を引き起こした企業に対して指名停止等を含めて一切の責任を負わせない、措置を取れないような和解の在り方に反対であるという立場であることをあらかじめ申し上げておきます。

和解と権利の放棄は、本来起こった事案の原因、その責任の所在、度合いを司法などの下で明らかにし、行われるものであると考えております。しかし、今回の和解と権利の放棄の議案では、契約解除の原因、責任の所在、度合いがはっきりと読み取ることができません。原因や責任の所在に度合いが明らかになっていない以上、根本的に今回の和解と権利の放棄は客観性と合理性を有しているとは言い難いものです。また、8月1日の全員協議会では説明のなかった契約の継続性の対立が今回の議案で初めて論点に加えられ、権利の放棄を事後的に正当化しようとしている、今回の契約解除という異常事態の後始末を議会に丸投げしている、そういう印象さえ持ちます。

この和解と権利の放棄を考えると重要となるのは、先ほども申し上げたとおり、契約解除が発生した原因、その責任の所在、度合いを客観的かつ合理的に見いだすことです。そもそも今回契約解除しなければならない原因となったのは、資源化施設が建設されず、焼却灰の資源化が予定どおりできないことです。これを最も客観的に捉えているものとして、5月23日付の住民監査請求の監査結果があります。監査結果では、最初から不確実な提案を行い、その後も工場の存在について事実と異なる説明を行った企業側の責任は非常に重いとされています。つまり、契約解除の最大の原因である工場が建設されず、焼却灰の資源化が予定どおりできない事態に最も重い責任があるのは企業側です。これが今、世間にある最も客観的で合理的な契約解除の実態です。

さらに、このことは、住民から発議をされた住民監査請求の結果であることを踏まえれば、企業側に重い責任があり、一定の責任を取らせるべきとの住民の意見の表れにはほかなりません。これに対して、執行部は損害賠償請求を行わない、そして指名停止等の措置も取らない、企業に一切の責任を問わない和解を選択をしました。この和解は、住民の意見を尊重した監査請求の結果が反映されていないの言うまでもなく、この事態に何ら責任のないはずの住民が逆に損失を被る結果になりました。執行部は企業側から巨額の損害賠償が請求される、連合の損害額は少額で相殺したら企業のほうが高いとの説明を繰り返しておりますが、そもそも契約解除の原因を作り、最も重い責任のある企業が連合に対して巨額の損害賠償請求などできるのでしょうか。

そして、執行部試算の1千万円の損害額は、そもそも少な過ぎると思います。本来住民の権利を最大限に主張する立場の執行部が原因を引き起こした企業側の責任を棚上げにし、企業側のあるかどうか分からない巨額の権利に軸足を置き、そして連合が損害賠償請求権を放棄することを先に企業側に通知したことは、住民の税金を過小に評価するような対応で疑念を禁じ得ません。さらに、事案の責任の度合いなどから、権利を相殺するかどうかは本来司法などで決められます。執行部の判断、主観のみで公共財産である住民の税金を相殺されるようなことは本来あってはなりません。

また、執行部は権利を放棄する理由について、連合長の指示で現地を確認し未着工の事実を確認したこと、施設が十分な許可等を持っていなかったことのチェック不足などを上

げていますが、根本の解除原因とは因果関係はありません。もしこれが企業側から巨額の損害賠償請求がされ、連合の権利を放棄しなければならない決定的な理由であれば、現地確認の指示を行い、説明と異なる状況であったことを看過した責任をまず取るべきではないでしょうか。

このように、この和解、権利の放棄は、明確な根拠、論旨を積み上げて、それらの整合性を取りつつ判断されたものとは言えず、合理的なものではありません。その結果、企業側の権利が執行部の独断で過大に見積もられ、何ら責任のない天草の住民の権利が執行部によって一方的に相殺されました。そして、今回の事態に大きな責任を持つ企業側の責任は不問とされ、逆に天草の住民が損害を被るような状態となったのは、執行部の不作為と言わざるを得ません。

さらに言えば、企業側の責任は重いとする監査請求の結果が無視され、議会に諮らず、執行部の独断、主観のみによって住民の権利が相殺された事実は、地方自治制度の在り方そのものを揺るがす非常に重大な事態であります。

以上のことから、合理的判断の下、行われなかった議第10号権利の放棄及び和解については反対せざるを得ません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（若山敬介君）傍聴者の皆様に議長のほうからお話をしますけれども、議場内では拍手とか私語をぜひ慎んでいただきたいというふうに思います。

申し遅れましたけれども、討論については反対討論と賛成討論を交互に行います。

ただいま原案に反対の討論がありましたので、次に原案に賛成の討論はありませんか。

10番野崎幸洋君。

○議員（野崎幸洋君）10番議員、野崎です。

議第10号権利の放棄及び和解について原案賛成の立場で討論いたします。

8月1日に全員協議会が行われ、新ごみ処理施設整備・運営事業について川崎技研グループの協力企業、ツネイシカムテックス福山工場の建設中止が決定し、灰の資源化が履行できなかったことにより債務不履行を理由に、6月8日付で発注者、受注者ともそれぞれが被った損害賠償請求権を行使しないことを条件に合意解除を行ったことについての説明がありました。

当日私は別の公務のため欠席しておりましたので後日議事録を拝見しましたが、その中で連合長より、本来ならば合意解除した6月20日以前の段階で議会に諮り承認をお願いすべきだった、様々な要因があったにせよ議会の議決を得ることなく執行部独自で契約解除に合意したこと、さらにはその合意に係る議会上程が解除から約2か月遅れてしまったことについて、連合長としておわびをされております。

確かに、議会の議決を得ることなく執行部独自で契約解除に合意したことについては、議会軽視と思われるかもしれませんが、仕方ないことだと思います。また、ツネイシカムテックスの福山工

場の建設中止の件は、あまりにもずさんで虚偽と言われても仕方ないような無責任な対応だったと考えております。しかし、連合としても事前調査等が甘かった点、また連合がこの整備事業を進めるために契約しているコンサルの業者がありながら十分なチェック機能が果たせていなかった点など、連合側自体の瑕疵もあったと考えております。

これまでこの件について弁護士と十分相談されてきた結果だと聞いております。なので、相手の瑕疵のみを追及し約1千万円の損害賠償の訴訟を起せば、今度は川崎技研グループ側からの損害賠償請求が1千万円以上になる可能性があります。一番の問題は、裁判となれば新ごみ処理施設建設がさらに遅れることになり、現在の施設の老朽化による維持管理費や資材高騰等による建設費の増額など、大きなリスクが考えられます。総合的に見れば、このままお互い損害賠償請求権を行使せず合意し、一日も早く新ごみ処理施設建設に向かっていくことが市民、町民にとって一番の利益ではないかと考えます。

よって、原案に賛成いたします。

○議長（若山敬介君）以上で10番野崎幸洋君の討論を終わります。

次に、原案に反対の討論はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）4番松岡寿でございます。

議第10号について反対で討論をいたします。

なお、契約解除には賛成でございます。今回の企業が責任を取らない和解の在り方に対する反対でございます。

まず、和解の理由について意見を述べさせていただきます。

このたびの契約解除という異常事態の根本の原因は、資源化施設の建設が中止され、当初の計画どおり業務ができなかったことです。資源化施設は、連合自体が誘致したのではなく、企業側が提案したものでございます。そして、この資源化施設は、連合が建設するものではなく、企業が建設するものです。つまり、資源化施設の建設が中止され、当初の計画どおり業務ができなかったことという事態の責任が企業側に存在することが一目瞭然です。事実、連合長は自ら議案書に連合の責任はないと記載しています。さらに、5月27日付で連合長が企業側に送付した契約解消通知では、入札や契約が有効だとしても、企業側の責に帰すべき事由によって業務が不可能となったため、契約約款に基づき契約解除は免れないとしています。今回の契約解除という異常事態は、企業側に責任のある業務不履行によって引き起こされたこと自体は連合長も十分理解しているはずでございます。

しかし、連合長は今回の議案書で企業側が契約の不履行ではない、契約の継続は可能、建設と運営は別物などを主張する可能性があるとして和解することが合理的と判断したとしておりますが、そもそも企業自ら提案して不履行となる状況を企業自体が自ら作っておきながら、そのような主張ができるということが理解できません。

そして、なりより、このようなことが実際に想定されたとなると、5月27日に送付した

契約解消通知の記載の内容は何であったのか、そういうことになります。連合長の対応は矛盾だらけでございます。仮に議案書に想定する企業側の主張を認めるとすれば、全国で展開されるDBO事業や地方自治法に基づく提案型の入札である総合評価一般競争入札の意義そのものが崩壊してしまうような話になります。

このような点を踏まえれば、企業側の責任を明らかにすることが本来の公共団体としての広域連合のあるべき姿であったと考えます。連合長は議案書に企業側の一連の対応についてDBO方式、総合評価一般競争入札の意義を没却、形骸化させるものとしておりますが、最終的に形骸化させたのは企業の不履行、責任を契約解消通知等でしておきながら、企業側に対して十分な措置を取らなかった連合長です。

このたびの和解は、発生原因、その責任の所在と度合い、そして和解する理由、それらの整合性が取れておらず、非常に曖昧です。合理的なのかどうか、全く判断がつきません。結果的に言えば、企業の不履行、責任を契約解消通知等で指摘をしておきながら、十分な追及をしなかった連合長の不作為によって締結された和解と言わざるを得ません。

引き続き、権利の放棄、損害賠償請求の放棄について意見を述べます。

まず、損害賠償請求については、先日積算資料などの開示請求をしたところ、存在しないことが判明しております。つまり、5月27日に契約解消にて連合、企業側の双方が損害賠償をしないとした時点では、具体的な想定はされていなかったことは明白な事実です。つまり、連合長が連合の損害賠償が1千万円、企業側から巨額の損害賠償が請求されるなどと繰り返し説明をした内容には、一切の根拠はありません。特に、企業側から契約金総額を視野に入れた巨額の賠償請求をされるようなことは、先ほど申し上げましたとおりに契約の原因を見てもおよそ想定できるものではありません。

一方で、連合長は連合の損害賠償は1千万円程度と全員協議会などで説明をされましたが、この見積りは疑問があります。契約解消通知の記載に従って企業側の不履行によって事業契約が解除された場合、建設工事の契約額の10%、つまり15億9,500万円を企業側が連合に違約金として支払う義務があります。逆を言えば、連合、住民はもらう権利があるんです。しかし、この15億9,500万円の違約金は、連合長の想定には含まれてはおりません。連合長が送付した契約解消通知と整合性が取れておらず、合理的な想定とは言えません。もっとも、この15億9,500万円の違約金は、企業側の不履行が条件になりますので、連合長が企業側の不履行を追及しなければ権利の発生はしない金額でもあります。企業側の不履行を追及せず曖昧にした時点で発生しなくなっておりますので、この違約金の権利が消滅した原因は連合長にあるというべきだと思います。

いずれにしても、放棄する金額1千万円というのが過少であり、合理性はないものと考えております。また、権利を放棄する理由に、連合長の指示で視察を行い未着工の現地の確認をしたこと、そのほかチェック漏れがあったことを上げておりますが、これは冒頭申し上げた契約を解除しなければならない理由、資源化施設の建設が中止され当初の計画ど

おり業務ができなくなったこととは因果関係はありません。解除理由と損害賠償権を放棄する事由の整合性が全く取れていない以上、権利を放棄する理由として成立はしません。

もし連合長の指示で視察を行い未着工の現地の確認をしたことなどが契約解除理由である資源化施設の建設が中止されたことに因果関係があるとするれば、資源化施設が建設されないことに連合の責任があることになり、連合の焼却灰を資源化するために施設が建設されるはずであったというような話になります。何より、議案書、和解の理由について、資源化施設が建設されていないことについて連合には責任はないとする趣旨の記載と矛盾が生じることになります。

繰り返しますが、議案書記載の権利を放棄する理由は、的確な理由ではありません。仮に連合長の指示で視察を行い未着工の現地の確認をしたことなどが企業側の不履行を打ち消し、連合の権利を失わせ、逆に企業側から巨額の損害賠償を請求される原因であるとするれば、まずはその責任を取るべきではないでしょうか。事業者選定委員会や議会が施設の存在について懸念を示す中、十分なチェックを行わず契約を締結したことになる責任を取るべきではないかということになりますが、どうでしょうか。

このほかにも、連合長は損害賠償請求権を放棄する理由として、損害賠償をめぐる紛争が想定され、これが次期計画に支障があるとしています。しかし、民法などから見れば、契約は発注者、受注者双方の合意で成立するため、発注者、受注者のいずれかが契約解除の意思を示せば、契約は解除状態となります。そもそも、今回の損害賠償は契約の解除が原因で発生するため、損害賠償をめぐる紛争と次期計画の因果関係はなく、その理由は全然合理性がありません。和解及び権利の放棄は、発生した原因、内容などを順序よく積み上げて合理的に行われるべきです。特に権利の放棄、今回で言うと損害賠償の請求の放棄は、住民の財産に穴を空けることになりしますので、より住民に理解できるものでなければなりません。

改めて申し上げますが、このたびの和解、権利の放棄の原因は、企業側が提案した焼却灰資源化施設が連合の責任の及ばないところで建設が中止され、業務が不能となったことです。このことで連合は一切の責任はありません。議案書に書いてあるとおりでございます。しかし、企業側の責任は十分に追及されず、十分に損失の積算もされていない中で、執行部の主観だけによって企業側の権利が大きく想定され、その結果、連合及び住民が受け取れたであろう15億9,500万円の違約金の消滅、施工監理費の1千万円は、純然たる住民の損失となります。

これに加えて、このたびの和解によって企業側は指名停止などの処分も受けることはありません。契約解除という異常事態、混乱を引き起こした企業が何ら責任を取ることなく、むしろ執行部が取らせなかったというべきかもしれませんが、企業側が責任を取らなかった分、住民側が損失を被るという和解は、不平等で合理的であるとは言えず、反対の立場を取らざるを得ません。企業の責任を追及しないことを前提とした損害賠償請求を放

棄することを目的とする和解、この議案は、住民からの企業が悪いのになぜ損害賠償をしない、なぜ住民が損害を被るのかという問いに対する回答となっておりません。

住民の混乱を避けるためという意見もあるかと思いますが、しかし、この混乱を招いたのは企業側ですね。混乱を避けるために企業側の責任を事実上消滅させた結果、住民が失った権利は少なくとも15億9,500万円、あまりにも住民の代償が大きいのだと思います。どうでしょうか。この代償を議会の議決を経ずして住民に負わせた連合長の考えに正当性を見いだすことは、非常に困難です。そもそも、混乱を招いたのは、議会提案を行わず単独で和解を行ったという地方自治法に反する状況をつくり出した連合長ではないでしょうか。

また、根本的な原因をつくった企業側の責任を曖昧にするような和解を可決することは、DBO方式、先ほども言いましたけれども総合評価一般競争入札など地方自治法などの関係法令に定める入札、契約制度の意義を形骸化させるものであり、公共団体の一員である議員として承服できるものではありません。

以上のことから、合理的に行われなかった議第10号権利の放棄及び和解については反対せざるを得ません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の討論を終わります。

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ、以上で討論を終わります。

議第10号を採決いたします。

○議員（桑原千知君）ちょっと待ってください。反対ば求めんば。反対、賛成、反対、賛成って。

○議長（若山敬介君）それで、今賛成のほうがありました。

○議員（桑原千知君）今度は反対のあつとやもね。

○議長（若山敬介君）じゃあ、次に反対の討論はありませんか。

2番桑原千知君。

○議員（桑原千知君）2番桑原です。

議第10号権利の放棄及び和解について、反対の立場から討論いたします。

理由といたしましては、今回広域連合執行部はこの請負契約を解除し和解をすると判断されましたが、皆様さんもお案内のとおり、この事業は事業費約370億円。私はこの事業に対して賛成した立場の議員として、なぜここで反対をするかという、そこを市民の皆さんに誤解を受けたいけませんので、私の思いを込めて討論するわけでございます。

私はこの事業そのものに対して馬場連合長に、あなたはこの事業をするにおいてはいろんなことが起きてます、起きてますけど大丈夫ですかと「大丈夫です」と。「この議会でもいろんな議論をしながら、一点の曇りもないから理解してください」というような説明

がありました。私は私なりに調べる中で、連合長が言われるとおり、これをするることによって370億円という大きな事業が天草に仕事として計画がされて上がってくるわけですけど、370億円の全部がとは言いませんけど、恐らく相当な数字の金額が地元の企業に落ちるといふことであれば、地場産業の育成も含めて恩恵を受ける部分が相当あるだろうと、そしてまたこういった事業が発表されれば、事業者とすれば物すごく期待するわけですよ。我々に少しでも恩恵を受けんדרるか、どがnderるかというようなことで、ちまたの話ではもうご承知のとおりでございます。それを今回解除し、事業期間が20年間を要する我々天草島民の大事業でございました。ご案内のとおりです。

過去を振り返れば、有明町での建設計画の中止等もあり、長きにわたり多くの労力を費やし、多くの皆様のご理解とご尽力により、やっと事業完成への入り口となる契約までたどり着きました。今回の契約についても、私たち議会は天草島民の代表としてこの大事業を決定する大きな責任を背負い、待ったなしの施設の老朽化や国庫補助の交付の可否等、様々なことについて心配し、悩み、苦しみながら天草島民の安定した生活を一番に考えて決断し、やっと契約に至ったものです。

そのような状況であったにもかかわらず、執行部が契約解除に際して議会への説明もそこに、議会の理解もおろそかなまま独断にて決定されたことへの不信でございます。執行部は令和6年3月から5月までの約2か月間、事業を中断し、これまでの経緯等を精査されましたが、私は思うところに、この3月から5月の2か月間の間に精査するというその連合長の指示は、ある程度この事業に関しては恐らくこういった解除に至るだろうというような部分の思いがあったのではないかと私は推察するところでございます。

○議員（平山泰司君）反対討論ばせんば。

○議員（桑原千知君）いや、反対討論ですよ、今からする。

今回説明された和解の理由及び権利を放棄する理由は、確かに相手側の非が認められる部分もありますが、損害賠償請求なしの契約解除との判断に導いた重要な部分については、相手側の明確な主張を確認することもなく、話し合いもないまま、推察や臆測による執行部の一方的な見解で紛争を回避し、早期の決着を図ることに固持した判断と思われます。相手側とよく話し合っていれば執行部の精査の中に、議会にも相談されれば損害賠償なしの契約解除という結果ではなく、契約内容の変更等により広域連合に損害や不利益が生じないような方法もあったのではなかろうかと思っております。

この事業には、これまで天草島民の税金を投入しています。契約解除により、これまで投入した事業費が無駄になる部分が生じました。そして、事業が延期されることにより、現在の施設の毎年のメンテナンスや修繕費などを負担する期間も延長され、新施設の完成によりごみの処理費用が節減されることも先送りとなりました。相手側の虚偽の入札や契約後の業務不履行により契約解除するのであれば、契約解除に伴い生じた損害については、やはり相手側に損害賠償請求をしなければ住民の理解は得られないのではないかと、

私は以上のような理由でこの提案には反対をいたします。

以上です。

○議長（若山敬介君）以上で2番桑原千知君の討論を終わります。

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ、以上で討論を終わります。

議第10号を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（若山敬介君）起立少数であります。よって、原案は否決されました。

議第11号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第7、議第11号財産の取得についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第12号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第8、議第12号令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）4番松岡寿です。

まず、債務負担行為の設定について質問をいたします。

新ごみ処理施設整備計画策定に関する債務負担行為ですが、参考資料を見る限り、整備基本計画策定業務と事業者選定業務の2つの合計額と思われませんが、そういう理解でよろしいか。そして、その内訳についても説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

まず、債務負担行為の項目の内訳でございます。

今回債務負担行為として計上しております業務につきましては、整備基本計画策定業務、それから事業者選定支援業務、この2業務を債務負担行為として計上してございます。内訳につきましてはですけども、整備基本計画業務は総額1,250万円、それから事業者選定業務4,990万円、この金額を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）単純にこれまでの事業を再スタートさせる程度で予算を提案してるという印象を受けるわけですけども、一般的に予算を議会で可決するということは、公共団体の中で政策的議論は終了をした、そういうことになります。この債務負担行為は、落札者決定までの予算です。落札者決定までの予算を議決するということは、その前提となる様々な事業方針について執行部からの十分な説明があり、政策的な議論が終了してる必要があると私は思っております。

そうしたとき、前回の計画で大きな課題であった焼却灰の資源化はどうするのかという方針は、執行部から説明すら受けておりません。特に焼却灰については、執行部からは条件を変更したことを議会に説明しておらず、意見の相違を抱えたまま契約締結に至っていることを踏まえれば、より慎重な議論が必要であると思います。焼却灰の資源化のみならず、そもそも次期計画について何ら執行部から説明を受けておりません。当然、執行部と政策的議論もしておりません。実務的に言えば、稼働開始時期も判明していない、説明も受けていない状況で事業者選定業務の予算だけ議決するというのも、少々乱暴な印象もあります。

また、前計画において執行部から様々な時点で十分な説明があったかという点において、大きな疑問があります。その疑問が払拭できていないので、一度可決してしまえばまた同じことになるのではないかと、議会や市民に何ら発言がなく、いつの間にか事業者が決まっている、そういう事態になるのではと考えています。今、この予算の是非は悩ましいところです。

さらに言えば、これまでごみ処理施設を集約化するという事で天草全体のごみ処理経費や安くなるという説明を受けてきました。前計画においては、契約を締結したことで逆に高額になるという逆転現象が発生しています。前計画がこういう可能性があったということは、前日8月1日に正式に明らかになったところです。この点については、構成市町

議会も知らなかったこととなります。この可能性があるということが分かった以上、構成市町としても収集運搬まで含めて集約化のメリットを再検討せざるを得ない状況になると思います。まず、事業の岐路にあると、また思います。特に苓北町は、状況は全然変わらないのにごみ処理経費だけが増えるような計算になっています。構成市町議会でもこのような話がない中で広域連合議会で整備計画、そして落札者決定までの予算を一方的に可決することが正しいのか、そう思います。

先日7月12日、別件での議会報告会の場で、同僚議員からは構成市町と広域連合の関係の在り方について発言があったと記憶しておりますが、まさにそういう場面が来たという印象です。今策定している基本計画について、議会を含めた広域連合、構成市町で共有、確認してからでも遅くはないのではないのでしょうかという思いもあります。非常に難しい判断であると思います。なぜ前計画の振り返りや次期計画の方針等を示さないまま事業者提案まで含めた予算を今回計上することができたのですか、説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

議員ご指摘のとおり、今後の振り返り等をなさずして次期計画が立てられるのかという趣旨のご質問だったと思います。

ただいま5月におきまして、前事業の振り返り等を目的に基本構想の策定業務なる業務を遂行中でございます。この中で、本来基本整備計画の中で決定されるべき施設規模でありましたり、処理方式でありましたり、稼働開始時期、目標年次等々の検討を前事業の振り返りも含めまして実施をしているところでございます。現在構成市町との会議を2回ほど開催をしております、今現在のところ議会のほうに報告するべきところまでは至っておりませんが、今回11月をめどにこの基本構想を策定する計画としております。中で中間報告という形で議会のほうに報告をさせていただき、ご協議いただければというふうを考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）これより討論に入ります。

討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、原案に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）原案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）以上で討論を終わります。

議第12号を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（若山敬介君）起立少数であります。よって、原案は否決されました。
ここで5分間休憩をいたします。

午前11時29分

○

午前11時34分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

日程第9 一般質問

○議長（若山敬介君）日程第9、一般質問を行います。

4番松岡寿君の質問を許します。

4番松岡寿君。

〔議員 松岡寿君 登壇〕

○議員（松岡寿君）4番松岡寿です。

議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、新ごみ処理施設整備事業の振り返りと今後の事業計画について、特に焼却灰の処理の在り方を中心に質問を行っていきたいと思います。

早速ですが、これまでの事業を振り返るということで、何点か質問を行います。

まず、今回の入札は、総合評価一般競争入札で行われました。基本的なこととして、この総合評価一般競争入札において、入札に関する事項は公正公平を期すため連合長から諮問を受けた事業者選定委員会が協議、審査する、そういう枠組みで行われるものという理解でよろしいでしょうか。

次からは自席にて質問を行います。よろしく申し上げます。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

〔環境衛生課長 早見博之君 登壇〕

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。よろしくお願ひいたします。

お答えします。

総合評価一般競争入札における手続は入札事案によって一様ではございませんが、このたびの新ごみ処理施設整備・運営事業の入札に関する事項につきましては、他自治体の例を参考にしながら天草広域連合長の諮問機関として学識経験者2名を含めた事業者選定委員会を設置し、協議、審査を行ってきたところでございます。議員ご質問の入札に関する事項につきましては、一般的な仕様書に当たる要求水準書や契約書案、事業提案書の審査

基準などを事業者選定委員会にて協議、審査をしております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）2番目の質問を行います。

前計画の入札において、焼却灰資源化の契約条件は変更をされています。その経緯は、変更した理由について以前も質問しましたが、改めて回答をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）2問目以降は自席からの答弁とします。

環境衛生課長の早見でございます。

お答えします。

応札者から質疑応答の中で、変更前の焼却灰資源化の契約条件は事業者側の責任が重く、入札参加における制約になっているとの意見がございましたので、入札参加意欲向上の意味で、この意見に応じて条件の一部を変更いたしました。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）先日入札参加申請の際、事業者から提出された焼却灰資源化業務に関する意見書を開示請求しました。内容は、変更前での契約書、契約条件について法的解釈も含めてかなり踏み込んだものとなっています。この意見書は入札参加申請を行った2グループのうち1グループから提出されたものですか。こういう形で意見書が出されるというのはなかなか珍しいことではないかと思えます。過去の答弁では、変更は事業者からの意見に応じたとありました。入札した2グループ両方からこの意見書があったということでしょうか。また、事業者が意見を受けた変更前の契約条件は事業者選定委員会で協議されたものであるという理解でよいか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

焼却灰資源化業務の変更前の契約条件に直接的に意見があったのは、1グループのみでございます。また、変更前の契約条件については、事業者選定委員会で協議、審査の上、公表をしております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）変更前の契約条件は事業者選定委員会で協議がされているとのことですが。

事業者選定委員会で協議したこの契約条件がどのような協議があって変更されたのかと思いきまして、事業者選定委員会議事録を含めてこの条件変更に関する協議録を開示請求しましたが、事業者選定委員会で協議した記録はおろか、この変更に当たって協議した記録は存在しないことが判明しました。この焼却灰資源化に関わる変更協議は、いつ、どこで行

われたのか、説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

お答えいたします。

焼却灰資源化業務の条件変更につきましては、令和4年11月11日に応札者より提出された第2回入札説明等に対する質問、意見について、事業者側より発議され、当時事業者選定委員会業務を受託していた専門コンサルタントと事務局にて対応を協議し、令和4年11月25日に変更に応じる旨を広域連合ホームページにて公表いたしました。その後、令和4年12月2日、関連する契約書案の変更版を同様に広域連合ホームページにて公表いたしました。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）記録が残っていないせいか、この変更に関しては事務局の説明も令和5年2月の質問の際、表現を変更しただけという説明をしていましたが、令和5年7月、8月の議会までの間に履行期間を短縮したなどと二転三転しています。思えば、何が正解だったのか、そう思います。

改めて、事業者選定委員会は、一連の入札事務を公平公正に行うために設置された組織です。先ほど事務局と専門コンサルタントの間で協議したとありましたが、本来事業者選定委員会の審議を経て審議したものは事業者選定委員会の審議を経て変更すべきではなかったかと思えます。そこで初めて公平公正さが担保されるものと思っています。どんなにその判断が正しかったとしても、ちゃんとした手続を踏まない透明性が確保されていないなどの疑念は抱かれることとなります。

そういう中で、焼却灰資源化業務を含め、この業務契約について2度住民監査請求が行われています。2度も監査請求が提出される、天草ではかなり珍しいケースです。2度も監査請求が提出された事実、その指摘内容、監査結果について、事務局はどのように考えているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）事務局長の濱崎でございます。

お答えをいたします。

新ごみ処理施設整備・運営事業に関します住民監査請求につきましては、議員からございましたとおり、令和5年10月、令和6年3月のこの2回、2件提出をされております。いずれも契約事務に違法性はないということで棄却されておりますけれども、連合の事務の一部不手際があったことにつきましては事実であり、反省すべき点だということで捉えております。違法性がなかったとはいえ、住民の一部から住民監査請求という形で新ごみ処理施設整備・運営事業の事務に疑問を抱かれたという事実につきましては、しっかりと

受け止め、引き続き適正な事務の執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君） 監査請求では、焼却灰資源化の条件変更に関して参考としたはずの大分市の事例調査記録は存在していないことも、資源化が厳しい状況にあるとしながらも市場調査などが行われていないことなどが指摘されています。また、先日8月1日の全員協議会で私からも話しましたが、契約解除の原因となった資源化施設が事実と異なり未着工であったことについての内部協議もあったのか、なかったのか、曖昧な状況です。全体的に、焼却灰の資源化における検討状況、記録というのがほとんど存在しない状況にあるという印象です。こういう大きな事業を行っていく上で、住民、議会に進捗内容を説明する機会は多くあると思います。その中で、より正しい正確な情報を伝えるためにも、記録簿については次期計画を進める上でしっかりと行っていただきたいと思っております。

次に、最後の質問です。これまでの振り返りとしては、令和4年6月の時点で連合議会、構成市町の議会は、ごみ処理施設を集約化することで天草圏域で年間約17億2,700万円かかっていると、収集運搬費、施設運営費を含めた全てのごみ処理経費が年間17億円になる、ごみ処理施設を集約化することで住民の負担が減るという説明を受けていました。先日8月1日、契約締結から1年が経過して、初めて事務局から経費比較の資料が提出されました。その資料によれば、新ごみ処理施設の契約を締結したことで想定される天草圏域全体のごみ処理経費は年間17億6,300万円になるとのことで、現在の17億2,700万円より年間3,600万円高くなることが示されました。つまり、ごみ処理施設を集約することで住民の負担が減るのではなくて、逆に経費が増えるという真逆の結果であることが契約を締結してから1年が経過して初めて正式に連合議会に示されたこととなります。この逆転現象は、令和4年7月時点で想定していた施設運営費191億4千万円より実際に契約した額が209億円と、17億6千万円増加したことが原因です。構成市町の見解で言えば、連合負担金が増加したためです。このごみの処理施設集約化の目的の一つである経済性、経費削減が揺らぐ重要な事業が、なぜ1年間も議会に説明されていなかったのでしょうか、事務としては重要視していなかったということでもよろしいでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君） 環境衛生課長の早見でございます。

お答えいたします。

先日8月1日の全員協議会において、入札公告直前である令和4年6月時点で、現在の天草圏域全体の年間のごみ処理経費を17億2,740万円として算定をしていたこと、また企業グループと契約を締結した施設運営費209億円を基に想定した天草圏域全体のごみ処理経費が年間で17億6,300万円になることを説明資料の中で記載をしております。新ごみ処

理施設の運営費はごみ量に応じて変動いたしますので、全員協議会にて示した金額については参考値として考えておりましたので、当時説明はしておりませんでした。今後におきましては、できる限り情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君） この経費が逆に増えるという点については、先日8月1日にも申し上げましたが、昨年の時点で私自身がある程度算定し、昨年8月24日の議会定例会で意見を述べさせていただきました。天草広域連合負担金条例第7条には、広域連合はその事務を広域的に捉え、効率運営を行い、もって負担金の軽減を図るよう努めなければならないとされています。将来の変動があるのは確かにそうですが、事務を広域的に捉え、構成市町負担金の軽減を図る努力を連合に義務づけたこの条文の趣旨を踏まえれば、構成市町の関連事業の見直しの可能性も考慮しながら、少なくともこのような可能性があることが分かった時点で議会、構成市町に発言しておくべきだったと思います。今後はとありましたが、これまでの連合長、事務局の対応は非常に疑問でございます。

引き続き、今後の計画について質問を行います。

7月12日、議会報告会がありました。その中で入札手続に必要な次期計画の概要、基本構想を取りまとめる計画という説明がありました。現在既に着手しているのか、進捗があれば説明をお願いします。また、今後の見通しなどありましたら、併せてお願いいたします。

○議長（若山敬介君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君） 環境衛生課長の早見でございます。

お答えいたします。

現在、天草圏域のごみ処理の現状、これまでの施設整備に係る経緯を踏まえた施設整備の骨子として取りまとめる新ごみ処理施設整備基本構想の策定に着手をしているところでございます。7月16日に専門コンサルタントとの支援業務委託契約を締結しており、11月末までに基本構想を取りまとめる予定としております。現在、構成市町とも施設規模算定に必要なごみ排出量の将来予測など協議を始めたところでございます。今後はこの基本構想を基に次期計画の詳細を検討してまいります。議員の皆様には、計画の進捗について中間報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君） 今後の計画を進める上でやはり注目されるのは、焼却灰の処理の在り方です。これまで前提としてきた焼却灰の資源化については、次の計画ではどうなるのでしょうか、引き続き前提として進めていくのでしょうか、現在の方針などがあれば説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）お答えをいたします。

焼却灰の資源化は、資源循環という観点から最も有効的な焼却灰の処理の在り方ではございますけれども、今回のことを受けまして、処理先の確保が難しいという課題が明らかとなりました。基本構想を含め新たな整備計画を策定するに当たりましては、焼却灰の資源化を含めて焼却灰を確実に処理できる体制を一から再検討してまいります。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）今後の焼却灰の処理については、6月11日の新聞報道であったとおり、連合長から最終処分場の建設の可能性が示されました。これを受けて天草市議会に関連する質問をしたところ、将来のため今から最終処分場の建設について検討する必要がある、構成市町としっかり協議をしていくとの答弁がありました。この天草市議会での発言を踏まえて連合にて確認をしておきたいのが、現在進めている基本構想や今後の新ごみ処理施設整備計画の中に最終処分場の建設を盛り込むという理解でよいのか、そしてこのことは連合、構成市町の共通の認識として最終処分場の建設を進めていくという理解でよいのか、説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）お答えをいたします。

第4次広域計画では、自区内処理の原則に基づきまして最終処分場整備の可能性を検討するという事としておりますが、現在のところ、広域連合といたしましては最終処分場の整備に関する具体的な検討を行っている状況ではございません。今後の計画に盛り込むのか、また連合、構成市町の共通認識かというご質問についてでございますけれども、現在その段階には至っておらず、まずは天草圏域における最終処分場をめぐる過去の経緯を振り返りながら、近隣自治体における最終処分場の確保状況など、最終処分場に関する情報整理に努めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）連合長が報道に対して発言された内容に関する質問でありましたので、一回ぐらいは連合長が答えていただけるのかなと思っておりましてけれども、何もありませんでした。焼却灰の処理の在り方については、令和5年2月議会から契約締結まで議論の対象となっていました。そして、今回このことが大きな要因で契約解除となりました。さらに、間髪入れずに連合長から最終処分場建設に言及する発言がありました。このような中で、灰の処理先が決まらないのに次の計画なんてできるのか、また行き詰まるのではないかという市民の疑問や不安が出てくるのは時間の問題、かなり近い将来起こり得ると思います。連合長の最終処分場の建設をめぐるこの発言を含めて、今後の計画において焼却

灰の処理の在り方についてが注目されます。早急に方針を示していただき、議会への説明、市民の皆様へ発信をお願いしたいと思っております。

今回はこれまでの事業の振り返りと今後の計画の進捗性を確認させていただきました。今後計画を進める上で事務局をお願いしたいのは、議会や市民に対してしっかりと情報を発信していただき、その上で事業を進めていただきたいという点です。引き続き活発な意見交換を事務局をお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の一般質問を終わります。

日程第10 議第13号提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第10、議第13号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、松岡寿君の一身上の問題でございますので、退席をお願いいたします。

〔議員 松岡寿君 退席〕

○議長（若山敬介君）本件について提案理由の説明を求めます。

馬場連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）それでは、追加議案につきまして提案理由を説明させていただきます。

議案書その2の1ページ、議第13号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

本件は、議員選出による監査委員の任期満了に伴いまして、新たに選任するものでございます。委員を選任するには天草広域連合規約第17条第2項の規定によりまして議会の同意を得る必要があります、ご提案するものでございます。

選任いたしますのは、天草市天草町高浜南625番地、松岡寿、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

松岡議員さんは監査委員として適任であると考え、ご提案申し上げるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議第13号質疑・採決

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

本件は、委員会の審査を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ議第13号を採決いたします。

本件は、連合長提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は連合長提案のとおり同意することに決定いたしました。

松岡寿君の入場をお願いいたします。

〔議員 松岡寿君 入場〕

日程第11 継続調査について

○議長（若山敬介君）日程第11、継続調査について。

議会運営委員長より、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。委員長から申出のとおり、継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉 会

○議長（若山敬介君）以上で本定例会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議会を閉じ、令和6年第4回天草広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 松 岡 寿

議 員 塩 田 真 一